

議案第22号

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（指定管理者が行う業務） 第4条 （略） 2 （略） <u>3 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に道の駅の管理を行わなければならない。</u>	（指定管理者が行う業務） 第4条 （略） 2 （略） （新設）
（使用の許可） 第6条 道の駅を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。_____ _____ 2 （略） （使用料の減免）	（使用の許可） 第6条 道の駅を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。<u>ただし、電気自動車用急速充電器の使用については、この限りでない。</u> 2 （略） （使用料の減免）

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。 ____

別表（第11条関係）

使用料

施設区分	使用料
(略)	
(削る)	

備考 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。ただし、電気自動車用急速充電器の使用料については、この限りでない。

別表（第11条関係）

使用料

施設区分	使用料
(略)	
電気自動車用急速充電器	1回につき 500円

備考 (略)